

総務産業常任委員会記録

日 時 令和6年5月29日（水曜日）13時30分～14時18分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
三上商工観光課長、広谷商工労働係長、小笠原観光振興係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を始めたいと思います。

本日は、休会中の調査事項にはなかったのですが、商工観光課より次6月定例会に補正予算と条例改正で出したいということで羽幌町企業振興促進条例の改正について、羽幌町観光協会焼尻支部の事業補助金の補正についてということ2件を行います。その後に国営かんがい排水事業ということで二股ダムのほうへ現地調査に行きたいと思います。

まずは、商工観光課より説明をお願いいたします。

1 羽幌町企業振興促進条例の改正について

説明員 商工観光課 三上課長、広谷係長

三上商工観光課長 13:30～13:30

本日は、お忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。今委員長のほうからご説明がありましたとおり、6月の定例会に上程させていただきます条例の改正案と補正予算案につきまして本日ご説明させていただきます。

説明のほうは、各係長のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。

広谷商工労働係長 13:30～13:36

それでは、羽幌町企業振興促進条例の改正についてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。初めに、1、改正理由についてであります。これまで創業支援ということで事業を営んでいない方が新たに事業を開始する

場合の支援がありましたけれども、既に事業を営んでいる方が新たに事業を開始する場合の支援制度がございませんでしたので、第二創業を行う事業者を支援するため第二創業者支援を対象にするものとなっております。

次に、2の改正内容、(1)の拡充内容①についてであります。これまで企業振興促進条例の中の創業支援として創業者を対象に創業に係る借入金に対する利息及び保証料の補助、補給期間が5年分で、借入金上限額500万と、それと店舗に係る家賃補助ということで補給期間が2年分で、補助率が3分の1の上限額が3万円というもので支援を行ってきたものについて、第二創業者についてもこれらの支援の対象とするものであります。

下記に創業者とはと記載してありますのは、現在対象としております創業者の定義を載せております。その下に第二創業者とはと記載してありますのは、これから新たに支援対象とする第二創業者の定義を載せております。内容としましては、既に事業を営んでいる方が日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換または新事業を開始したものが対象となります。業態転換につきましては、今やっている業態をやめて新たな業態を開始する場合を想定しております。新事業につきましては、今やっている業態を続けながら違う業態を開始する場合を想定しております。また、補助申請ができる期間を設定する必要がありますので、それぞれ許認可が必要な場合とそうでない場合とで1年未満という要件としております。ポイントは、業務転換も新事業開始も小分類以上が異なる業態を開始するということが要件となります。

別添の資料2を御覧いただきたいと思いますが、資料は産業分類一覧表となっております。見方は各列の左側が大分類、真ん中の列が中分類、右側が小分類となります。小分類以上が異なるというのは右側の列の異なる業態の事業を開始することをいいます。例えば3ページ目の右側のほうに751番ということで宿泊業の中に旅館、ホテル業という小分類があります。この旅館、ホテル業をやっている方が、例えば761番に食堂、レストランといった業態があるのですけれども、こういったものを始めたいといった場合ということで今やっている業態を続けながら飲食業をやるとか、そういったものを想定しております。

それでは、資料1に戻っていただきまして、次に(2)の拡充内容②についてですけれども、これまで創業に係る借入金に対する利息等の補助が補給期間が5年分、借入上限額が500万となっておりますけれども、借入上限額を1,000万に拡充したいと考えております。これは、創業、第二創業に関わらず新たな事業を開始するに当たりまして設備投資の借入額として500万というのは少ないのではないかと考えた考えもありましたので、上限額を引き上げたいというふうに考えております。

次に、資料1の裏面になります。(3)の新たな要件の設定についてでありますけれども、これまで補給限度率の規定がありませんでしたので、今後利率が急速に上昇するといったリスクを踏まえまして上限を3%以内と規定させていただきたいと考えております。また、借入先を制限する規定がありませんでしたので、どんな借入れでも対象というわけではなくて、北海道の融資制度ですとか、日本政策金融公庫、町内金融機関を使った融資を対象としたいと考えております。

次に、3の過去実績についてでありますけれども、これまで創業者支援を活用してきた実績を参考のために記載しております。(1)は、令和4年に創業した理容業のケースですけれども、借入先が日本政策金融公庫で、借入額が450万、利率が1.45%などとなっております。

最後に、4の用語の定義ということで、参考のために用語の解説を載せておりますので、御覧いただければと思います。

なお、条例の適用につきましてですけれども、4月1日に遡及して適用しまして、4月以降に第二創業したという事業者がいた場合、対象にしたいというふうに考えております。

以上です。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:36～13:58

逢坂委員 資料の1の裏面の一番最後のところ、中小企業総合振興資金の貸付制度だと思うのですが、この中の最後のほうに農林漁業、それから遊興娯楽などの業種は対象外と。農林漁業は分かるのですが、遊興娯楽というところの範囲が遊興娯楽になるのか教えてほしいと思います。

広谷係長 遊興娯楽ということで想定されているのがパチンコ店ですとか、そういった部分の業種はこの中小企業の振興資金の対象にはなりませんよということで解釈しています。

- 逢坂委員 そしたら、羽幌でいうと、主にパチンコ店を対象としているということ
 でいいですね。(はい。の声)
 それから、もう一点、その上に許認可制度、許認可の手続しなければなら
 ないのだけれども、許認可の届出だとか、登録、許可というのは羽幌
 町がやるのか、それとも北海道がやるのか。
- 広谷係長 それぞれの業種ごとにその業種を開始するに当たって必要な許認可とな
 りますので、例えば飲食業を始めるのであれば飲食業の営業許可ですと
 か、衛生管理責任者の免許を受けていただくとか、そういった許認可
 というものを想定しています。
- 逢坂委員 今僕聞いているのは、羽幌町が許可するのか、できるものなのか、だと
 すれば北海道でなければ駄目なものもあるのか、この表を見るとたくさ
 んあるのだけれども、その範囲というのは羽幌町でできるものとか、い
 や、羽幌町はできないよという部分なのか、北海道なのか、許認可する
 というのは、これ始めるに当たって届出しなければならないでしょう。
 登録もしなければ、認可も許可も免許もいろんなものそろえて届出する
 わけでしょう。それが羽幌町でできるものは、例えばの例としてこうい
 うものができると、羽幌町が許可を。北海道はこういうものができると
 いうのは、何か分けみたいのがあるのですか。
- 広谷係長 逢坂委員のおっしゃるとおりで、町で許可できるものというのはちょっと
 今思い当たるところはなかったのですけれども、例えば北海道の保健
 所のほうで許可するものですか、そういったものになってくると思っ
 ています。
- 逢坂委員 そしたら、ほとんど振興局だとか通さないで、あくまでも北海道の許認
 可みたいなシステムになってしまう、そういう理解でいいですか。
- 広谷係長 北海道に提出するに当たって振興局を通さないといけないものというも
 のがあると思うのですけれども、そういったものは振興局に申請なり届
 出なりをしていただいて……(道のほうに。の声) はい。許可を受けて
 いただくということになります。

佐藤委員　　これ見て、過去の実績なんかの部分を見て、実際問題過去にどれぐらいの件数の申込みというか、ここ二、三年でもいいのですけれども、そういう実績というものはこれに27年、30年、令和4年って1件ずつ出ているのだけれども、何件かほかに、1年間にどれぐらいの件数が。

広谷係長　　今ここに載せさせていただいている実績が全てということで、過去5年程度遡ったのですけれども、創業者支援ということで利息の補給だとか家賃補助を受けているのがこの3件になります。

佐藤委員　　実際問題件数を見てもこれぐらいで、羽幌の実情見てもなかなか難しい中でこういう金額で、どこかの町をモデルにしてこの500万だとか何だとか、あれを考えているのか。羽幌町に似合った、例えばこういう普通にあるやり方でなくて、空き店舗に対して、あるいは改造して自分が店をやりたいという人であれば、ある町ではそこに300万なり200万なり投資をしてあげるとか、いわゆるその町に合ったやり方でないと。都会で例えば資金借りて500万でやって利息ただになってってやるのなら分かるけれども、店なんてやる人もなかなか今出ない中でこういうことばかり先走ったって何もいない中でただやるような気がするのだ。それであれば、どこかの町で空き店舗を若い人たちが来て自分でペンキ塗って何やって、そういう人たちに例えば起業するのであれば町から200万なら200万、それで新しい商売を考えてくださいとかという形であれば、いろんな町の中でもやりたい人でもある程度店舗を借りてでも店やってみたいやとか、それであれば思い切ってやってみるかなとか、やっぱりそういう考えも一つあるような気がするので、必ずしもありきたりな利息がただになりますからとか、何ぼかというのを少し変えてもよさそうな、それがあ程度の町であればこういうのも大変いいことだと思うのだけれども、今現状の羽幌の町を見て広谷さんも分かるとおりに、潰れてもう新しくやるところなんかないのだから、そういう中でいかに羽幌町があれするといったら、やっぱり少しそういう画期的な考え方を持っていかなと、町だって。俺は、そういうふうを考えるのだけれども、もし何かそういうあれがありましたらひとつよろしく願いいたします。

広谷係長

まず、この第二創業の支援策なのですけれども、全国で122市町村程度ありまして、道内では7件程度が第二創業を支援しているという町がございまして、そういった町の条例を参考にしながら今回つくらせてもらっています。その第二創業の支援の内容につきましても佐藤委員がおっしゃったように補助金という形で出している市町村もあれば、こういった借入金に対する利子補給というのもありまして、羽幌町にしましては利息補給という形で支援するという流れでこれまできているところです。それで、以前3月議会の中等でも新たに事業を始める人に支援しないのかという部分のいろんなご意見いただいたりですとか、議論もさせていただいたところなのですけれども、今時点としてはやはり初めて事業をやるという方に補助金をどんって出してあげることがちょっとリスクだという部分も考えとしてありましたので、事業を始める方もリスクをしょった中で町としてできる限りの支援という形がこの借入金の利息補給だという部分で今進めさせていただいております。佐藤委員のおっしゃるとおり、今このままでは改善しないぞといったご意見もあろうかと思えますし、100万、300万といった、そういった補助金があれば魅力的だなというのは確におっしゃるとおりだと思いますので、そういったご意見も踏まえながら今後創業支援というのが羽幌町に合っているのかとかといった部分で見直しも考えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

村田議長

第二創業者ということで、中身的な部分に関しては理解をしますし、これで既存の事業者が違うことやってみようかっていって一人でも利用してくれば、それはそれでいいことだなと思うので、いいのですけれども、ちょっと疑問に思うのが新たな事業という言葉、先ほど広谷係長から説明ありましたけれども、小分類で分かれればいようなニュアンスの話だったのですけれども、ちょっとシビアな質問で簡単に答弁できるかどうかちょっと分からないのですが、例えば製造業の中の食品を製造している人が今までは水産物を加工していたと、その人が例えば野菜とか畜産類の肉類を加工して販売することもやりたいのだというのが恐らく第二創業に入ると思うのですけれども、逆に水産物も使うのだけれども、野菜を入れて加工品を作りたい、新たな事業をやりたいという場合なんかはちょっと私的にはグレーゾーンになるのかなというので、

そこら辺の線引きの仕方というのか、考え方というのか、そんなに件数はあるわけではないと思うのですが、その場合はよくて、この場合は駄目よということが起きてしまうと何か公平感に欠ける、あのときは当たったのにとかってなってしまうと嫌なこともあるので、そこら辺がどこら辺まできちんと分類的に決めているのか、もし答弁できれば。運用していく上でなるべく問題起きないために今きちんと決めておいたほうがいいかなと思うので、質問させていただきました。

広谷係長 おっしゃるとおり、創業支援ということであれば、簡単に新しく始めた方が対象になるのではということでは分かりやすいと思うのです。第二創業ってなると、今おっしゃったとおりかなりシビアな部分というのが出てくるということで、なかなかこれは新事業なのではないのかといった申請とかもあろうと思うのです。それで、今第二創業を対象にするというのはなかなか難しい中で、まずは業態として違う小分類で異なる業態を始めてくれれば対象にしたいというのが前提で始まっていますけれども、例えば細かい部分で……

村田議長 難しいと思うのだ。難しい質問しているなと思いつつながら、だけれどもそういうことはグレーゾーンが起きるような気がするものだから……暫時休憩して。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:50～13:57)

小寺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

広谷係長 今想定していたものでは、グレーゾーンの取扱いといった部分でどういった事業が出てくるのかということまで、今現在では物が出てきてみないとどんなグレーなものが出てくるかって把握できていない部分もありますので、今後申請があったものを踏まえながら、内部でそういった細かい部分の取扱いなども検討しながら不公平がないように進めていきたいと思っています。

小寺委員長　そのほか質疑ございませんか。(なし。の声) それでは、1つ目の羽幌町企業振興促進条例の改正については締めたいと思います。
続きまして、羽幌町観光協会焼尻支部事業補助金の補正について説明をお願いします。

2 羽幌町観光協会焼尻支部事業補助金の補正について

説明員 商工観光課 小笠原係長

小笠原観光振興課長 13:58～14:02

それでは、羽幌町観光協会焼尻支部事業補助金の補正について私のほうからご説明をさせていただきます。

資料は、タイトルに羽幌町観光協会焼尻支部事業補助金の補正についてと記載された1枚物の資料となっております。こちらに沿ってご説明をさせていただきます。この事業は、今年度実施予定の観光協会焼尻支部の事業に対する補助金を補正するものでございます。まず、補正対応することとなった経緯からご説明をさせていただきたいと思っております。今年度焼尻支部事業として実施を検討しておりました焼尻めん羊まつりにつきましては、焼尻めん羊牧場において羊の飼育頭数を現在増加させるために出荷頭数を制限していることなどから、イベント開催の調整が整わなかったため、実行委員会により中止の判断がされたところでございます。しかし、観光シーズンに焼尻島を訪れる観光客に飲食店などでサフォーク肉を味わってもらうために開催しております焼尻めん羊フェアについては、例年提供しているラム肉ではなくてマトン肉を使用することで実施することが可能となりました。そこで、事業実施のめどがついたことから、今月に入って補助の要望があったといったところでございます。令和6年度の観光協会焼尻支部補助金の予算につきましては、予算案の作成時点でサフォーク肉の価格ですとか出荷数量などが不明でございまして、開催のめどが全然立っていなかったことから、予算計上を見送っていたものであり、今般の要望を受けまして補正の対応をすることとなったといった経緯でございます。

続いて、補正する事業内容のご説明をいたします。補正の内容は、焼尻めん羊フェアの開催費用となっております。この焼尻めん羊フェアは、焼尻島を訪れる観光客にサフォーク肉を味わってもらうために観光シーズン最盛期である7月から8月に島内の飲食店と宿泊施設においてサフォーク肉を使用したメニューを提供するイベントで、令和4年度から継続して実施をしている事業でございます。これまでは、事業者それぞれが

町からサフォーク肉を仕入れて提供がされておりましたが、今年度については民営化に伴って価格がかなり高騰していること、それと提供できる肉の種類の変更による影響が結構大きいということから、サフォーク肉を安価に安定して提供するために原材料購入費の一部を補助するといった内容が加わってございます。

続いて、補正額についてでございます。当初予算においては、イベント開催費について見送っておりましたので、主に花火打ち上げに関する補助のみを予算計上しておりましたので、焼尻めん羊フェアの開催費を加えたことで不足する40万2,000円を補正するものでございます。

最後に、今年度実施をする焼尻支部事業の内訳について簡単にご説明をいたします。内訳については、当初予算で見込んでおりました花火打ち上げ費用の補助として38万4,000円、こちらは当初予算で45万4,000円見込んでおりましたけれども、実績などから精査をして事業費は少し減少しております。今回補正する焼尻めん羊フェア経費の内訳は、フェア開催中に提供するマトン肉6頭分の購入代金94万5,000円の2分の1、47万2,000円を補助、花火打ち上げ費用と合わせまして補助額85万6,000円の補助という内容になってございます。

私からの説明は以上でございます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある委員は、挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 14:02～14:18

逢坂委員 まず、めん羊フェスというのは分かるのですが、観光面を考えると。それで、まず何点か質問したいのですが、地元で民営化したといえ飼育している分はある、頭数もあるのだと思うのだけれども、そこからはまず買えないのかどうか、なぜ買えないのか、それをお聞きします。

小笠原係長 あくまで購入先は焼尻めん羊牧場から観光協会が買うのか、事業者が買うのか、まだその辺決まっていないのですが、焼尻めん羊牧場から直接購入をしてもらって、その購入代金の一部を補助させてもらうというような内容になっています。

逢坂委員 地元の焼尻のめん羊を使うということで理解していいですか。

小笠原係長 そのとおりでございます。

逢坂委員 ついでに全部しゃべればいいのだけれども、ラム肉からマトンに替えるというまず理由と、このフェアは当初花火大会だけだったと思うのだけれども、焼尻観光支部、そこから何らかの要請があったのか、それとも羽幌町が自ら観光のためにやるのか、その辺の理由と、それから今後このフェア、花火大会等を、例えば焼き肉フェアというか、私も行ったことあるけれども、そういうのを今後続けるのか、それから花火大会をぜひやらなければならない、最初は花火大会だけだったから、それで45万ぐらいで済んでいるのだけれども、今後これを焼き肉もやるとなると大体100万ぐらい毎年支出になると思うのだけれども、その辺の町の考え方を教えてほしいと思います。何点か言ったのだけれども、すみません。

小笠原係長 まず、補正することとなった経緯のところでも少し触れておりましたけれども、イベントの開催のめどが今回立ったということで、5月に入ってから焼尻支部のほうからこういうことやりたいという要望があって今回補正をさせていただくといった内容でございます。

そして、今後続けていくのかどうかといった質問なのですけれども、先週焼尻のほうに渡ってお話を聞いてきまして、まず基本的にはめん羊まつりをやっぱりやりたいという思いがあって、今年は出荷する頭数が少ないので、肉を確保することが十分にできないところで焼尻めん羊まつりは中止の決断をして、ただやっぱり地元に来てくれた方にお肉を食べてもらえないというのは寂し過ぎるので、それは提供したいということで焼尻めん羊フェアは続けたいということになったといった経緯なので、来年度以降も焼尻めん羊まつりがもし開催できるのであれば開催をしたいというのが観光協会の焼尻支部の今のところの考え方であるということは確認しております。

続いて、あとラム肉からマトン肉に替わったところの経過なのですけれども、昨年焼尻めん羊牧場が民営化されたのですけれども、そのときにかなり大量にというか、通常よりも多く出荷をしてラム肉を大分出荷してしまったので、まず焼尻に残っている羊の頭数がかなり減っています

と。今後民営化されて経営を軌道に乗せていくためには、頭数をとにかかく増やしていかなければいけないという今段階なので、まず今年生まれた羊は大方残して、必要にならない、雄があまり多過ぎても駄目なので、雄だけ出荷するというようなことで聞いています。それで、あと残っている1歳以上のマトンの羊がいるのですけれども、それが今年度30頭ぐらい出荷する予定だというような話を聞きまして、マトン肉だったら島で提供してもらえるとということになりましたので、ラム肉は本当に少ないので、扱えないのですけれども、マトンなら大丈夫ですよということで調整が整ったといった経緯でございます。
以上です。

逢坂委員 大体のことは分かりました。開催することに反対するというわけではないけれども、この辺私見るのもあれだったのだけれども、観光シーズン最盛期の7月から8月に島内の飲食店と宿泊施設で特別メニューを出すと、これにはこのフェアの肉は入っていないのか。

小笠原係長 島内の飲食店や宿泊施設で出すために購入する代金をこのフェアということで町のほうでも出して、その肉を使って特別メニューを出してもらうというような形です。

逢坂委員 ちょっと分からないのだけれども、いつもやっている焼尻めん羊まつり、フェアというけれども、祭りというのは違うのではないかと思いますけれども。(何事か呼ぶ者あり)

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:08~14:13)

小寺委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

佐藤委員 フェアは今年から。

小笠原係長 フェア自体は、令和4年度からスタートしています。ただ、補助金の内容としては、チラシの印刷代とか、販促物の作成代とか、その程度だったというような状況です。

佐藤委員 そのときの肉なんかの購入代とかは、4年度からは一切やっていなくて、今年から肉を今度新たに町が出すという、何かそれあるのですか。今までの経緯のままでは駄目だったのでしょうか。

小笠原係長 今までは、町から肉を購入していただいていたのですけれども、去年までは2頭分までは地元の事業者さんが購入する場合は通常の仕入価格よりも半額にして町が売っていたというような経緯がありまして、今年民営化したことでそういった補助的なものもなくなったので、そういう支援をしてほしいというのが焼尻支部からの要望として上がってきたといった経緯でございます。

村田議長 やることはいいのですけれども、今肉の購入代金がねという話なのだけれども、マトンとして取りあえずここでキロ4,500円、頭数が増えてくればラムでの購入になって先ほど言ったキロ8,000円とかいうぐらいの金額には多分いくのかなと思うと、そうなったときに同じ考え方として、町営だったときと同じような考えで半分補助をしてこのフェアを続けていくという基本的な考え方なのか、そのときそのときなのか、見通しとして長年継続していく上でどういう形でこれを継続してやっていくつもりなのか、多分みんなマトンよりラム食べたいってになると思うのです。だから、そこら辺どういう考えがあるのかお聞きしたいなと。

小笠原係長 まず、今年は本当に民間に切り替わったというところとマトン肉に替わってしまったというところで、事業者さんがどのぐらいの価格で提供すればちゃんと売り切れるのかというところが全然探れないということもありまして、今年に関してはまず補助をしてほしいという要望がありました。町としても今後もずっと続けていくかどうかは、まだ意思は決定できていないところ、できるだけ島内で食べられるという状況はつくっていきたいと思っているところですが、今年は特に価格が急騰したというところがありますので、補助をさせていただくといった考えに至った

というところでございます。

村田議長 今でいくと、島内で期間限定で提供できるというのは、島に観光客が来たときにもてなすためには必要だと思いますけれども、それこそともとやっていた町民への還元という形で町の要はお肉屋さんにも卸したりしていて、町民に提供して味わってもらおうということをやっていた時期があったのですけれども、そこら辺はこれから民間なので、協議はしなければならぬのしょうけれども、頭数が増えていけばそういうことも考えていけるのかどうか。

小笠原係長 今回の案件は、焼尻島内で訪れる観光客の皆さんの満足度向上を狙って実施するといったところで補助をさせていただきたいと考えているところなのですけれども、焼尻めん羊牧場も今出荷頭数増加のために取り組んでいるところなので、まだ市街地への補助については検討が進んでいないといった状況でございます。

小寺委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。(なし。の声) それでは、まず2件、商工観光より説明と質疑を行いました。本日はありがとうございました。